

# 令和4年第4回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和4年4月11日（月）  
午後4時00分から午後5時4分  
場所：不知火防災拠点センター  
研修室1・2・3

## ○出席委員

（農業委員）

1番 正垣 安博	2番 田口 昭也	3番 中山 秀光
4番 坂下 憲明	5番 澤村 輝彦	6番 本郷 幸弘
7番 本崎 弘	8番 山田 哲郎	9番 川村 良行
10番 坂本 節子	11番 吉田 次一	12番 城塚 正
13番 本田 久		

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	上村 祐二	高田 則義
村山 安次	五嶋 一精	中林 則文
村嶋 政弘	欠	中塘 万格人
村田 彰	河野 公明	田中 起代登
上村 君博	森田 良光	西村 誠一
百家 美代子	小路 正美	野田 眞語
小田 直之	川端 幸浩	

## ○欠席委員

農業委員	なし
農地利用最適化推進委員	早川 一伸

○事務局出席者：（事務局長）岩竹 泰治 （審議員）園田 弥生 （主任主事）立岩 朋夏

議事日程（開議：午後4時00分）

- 日程第1 議事録署名委員の決定について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第18号 事業計画変更承認申請について
- 日程第5 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第21号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について
- 日程第8 議案第22号 農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報の提供について
- 日程第9 議案第23号 空き家に付随した農地の指定申請について
- 日程第10 議案第24号 農地・非農地の判断について

**開 会** (午後 4 時 00 分) 職務代理者の号令による起立・礼

**事務局長** それでは、ただ今から令和 4 年第 4 回宇城市農業委員会総会を開会致します。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名全員の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。

開会にあたりまして、中山会長がご挨拶申し上げます。

**会 長** 皆さんこんにちは。3 月 22 日、熊本テルサで会長・事務局長会議が行われました。その席で、宇城市が土地集積部門で表彰を受けました。そして個人賞といたしまして、川村副会長が土地集積部門で表彰を受けました。たいへんおめでとうございます。これが貰った表彰状です。

それでは早速、審議に入りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

これより令和 4 年第 4 回宇城市農業委員会総会を開催致します。

**議 長** それでは議事に入ります前に議案書の訂正がありますので、事務局より説明をお願い致します。事務局。

**事務局** 申し訳ございませんが、議案書の訂正をお願い致します。

まず、議案書 2 ページになります。2 ページの申請番号 4-3、一番下の欄に畑の面積が〇〇〇㎡と記載がありますが、こちらを△△△㎡へ修正をお願い致します。

次に、その下に他 1 筆〇〇㎡と記載がありますが、こちらは削除をお願い致します。

そして、その下に計という欄がありますが、計 7 筆を計 6 筆に修正をお願い致します。

次に議案書の 3 ページになります。議案書 3 ページの申請番号 4-4 になりますが、他 1 筆〇〇〇㎡を他ではなくて田 1 筆〇〇〇㎡に修正をお願い致します。

次に同じく 3 ページの申請番号 4-8 になります。譲受人の住所が〇〇町△△△とございますが、こちらを〇〇町××に修正をお願い致します。

それから 4 ページの申請番号 4-10 です。一番下の欄の計 3 筆の記載を計 2 筆へ修正をお願い致します。

最後は、総会資料になります。資料の後ろから 2 枚目になりますが、空き家に付随した農地の指定のページがあるかと思えます。その左側のページですが、赤丸で囲んである部分に A と B の記載があるかと思えますが、こちらは表示が逆になっていますので A を B へ、B を A へ修正をお願い致します。右の写真につきましては、このままで間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

訂正につきましては以上でございます。訂正箇所が多く申し訳ございませんが、訂正をさせていただきます。

**議 長** 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。  
署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、8 番 山田委員、9 番 川村委員を指名致します。

**議 長** 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮り致します。  
本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。  
( 委員挙手 )

**議 長** 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

**議 長** 日程第 3、議案第 17 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。  
議案第 17 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

**事務局** 議案第 17 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。  
令和 4 年 4 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光  
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の ( 1 ) の規定により、意見を決定するため審議を求めます。  
以上です。

**議 長** それでは、各委員から案件について説明及び現地調査報告をお願い致します。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願い致します。

申請番号 1 番は、	三角 4 村山委員より
申請番号 2 番は、	三角 3 高田委員より
申請番号 3 番は、	5 番 澤村委員より
申請番号 4 番は、	7 番 本崎委員より
申請番号 5 番は、	松橋 4 田中委員より
申請番号 6 番は、	松橋 5 上村君博委員より
申請番号 7 番及び 8 番は、	9 番 川村委員より
申請番号 9 番は、	11 番 吉田委員より
申請番号 10 番は、	13 番 本田委員より

それぞれ説明を求めます。

**村山推進委員** 申請番号 1 番について説明します。詳細につきましては記載のとおりでございます。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲渡人と譲受人は親戚関係でございます。譲受人は数年前から耕作されておられ、取得後においても農地の全てを効率的に利用されること何ら問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

**高田推進  
委員**

申請番号 2 番について説明致します。詳細につきましては記載のとおりであります。譲渡人と譲受人は姉弟でございまして、姉から弟への贈与になります。譲受人は以前、勤めを兼ねての営農でありましたけれども年齢等を考慮され、今後農業を主体にしていきたいということで今回の申請になりました。労働力は 1 人ですけれども農業機械等の設備も整っておりますし、何ら問題はないかと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

**澤村委員**

申請番号 3 番について、ご説明します。詳細は記載のとおりです。譲渡人は〇〇出身で△△町にみかんを長年栽培されておられ、場所は〇〇中学校から〇〇メートル程、西の方に行ったところの道路沿いのみかん山です。〇〇さんが会社を辞めて〇年前から就農しているとのことで、その〇〇さんに贈与するとの案件です。ご審議よろしく申し上げます。問題ないと思われます。

**本崎委員**

申請番号 4 番について説明します。この申請は、空き家に付随する農地の申請でございます。詳細は記載のとおりです。この空き家は〇年前から空き家となっており、今回この申請が上がってまいりました。譲受人は近くの〇〇のアパートにお住まいで、今回の申請となりました。問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

**田中推進  
委員**

申請番号 5 番についてご説明致します。詳細は記載のとおりでございます。申請理由と致しましては、経営規模拡大での売買ということでございます。問題ないと思いますのでご審議よろしく申し上げます。

**上村君博  
推進委員**

申請番号 6 番についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。申請理由につきましては、規模拡大ということで野菜を耕作されるということです。場所なのですが、現況は〇〇道路の〇〇の西側になります。〇〇道路沿いです。現況は畑なのですが、非耕作で荒れています。それを譲受人が手入れして耕作したいということで、現状からしても良い方向に行くのではないかと思います。よろしく申し上げます。以上です。

**川村委員**

申請番号 7 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買でございます。申請地は用水が少し不足ということで、水稻作付には不向きでありみかんを植えるということです。譲受人は農地の取得にあたり農作業に従事する人数、農業機械の所有状況からみて、取得後も農地のすべてを効率的に利用すると認められ、地域の調和要件にも支障はないと思われます。

続きまして申請番号 8 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲渡人と譲受人は兄弟関係にあるために売買単価が安くなっているような気がします。譲受人は農地の取得にあたり農作業に従事する人数、農業機械の所有状況からみても、

取得後も農地の全てを効率的に利用すると認められ、地域の調和要件にも支障がないと認められることから問題ないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

**吉田委員** 申請番号 9 番について説明致します。詳細は記載のとおりでございますが、場所は〇〇〇と書いてございますが、わかりやすく言いますと〇〇の西側でございます、〇〇というところに現地はあります。譲受人の〇〇〇〇さんは米の専業農家でありますので、経営規模拡大によるという理由でございますので何ら問題はないと思ひます。ご審議をよろしくお願ひ致します。

**本田委員** 申請番号 10 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は贈与になります。譲受人は農業機械の所有状況、3 要件とも満たしており許可は可能と思われます。ご審議よろしくお願ひします。

**議 長** ただ今、申請番号 1 番から 10 番につきまして、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願ひ致します。合わせて推進委員の質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長** 何か質問等はありませんか。  
( 意見なし )

**議 長** 意見も無いようですので、議案第 17 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。  
( 委員挙手 )

**議 長** 全員挙手です。よって、議案第 17 号は原案どおり承認することに決定されました。

**議 長** 日程第 4、議案第 18 号「事業計画変更承認申請について」を上程し、議題と致します。  
議案第 18 号について、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。事務局。

**事務局** 議案第 18 号、事業計画変更承認申請について  
事業計画変更承認申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 4 年 4 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光  
提案理由、事業計画変更承認を受けるため農業委員会の議決が必要で

ある。

続けて詳細説明を致します。

本案件につきましては、当初、計画者は申請地に太陽光発電施設を建築する計画で1筆のうちの一部について、農地法第4条の許可を平成〇〇年〇月〇〇日付で受けていましたが、太陽光パネルの設置位置が許可地の計画と変わり残地部分が増え、その残地部分を農地として利用希望のため転用面積が変更となり、今回の申請となっております。周囲の農地や営農上も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いたします。

以上です。

**議 長**           ただ今、審議番号1番につきまして、事務局より説明がありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**           何か質問等はありませんか。  
( 意見なし )

**議 長**           意見も無いようですので、議案第18号につきまして承認されます方の挙手を求めます。  
( 委員挙手 )

**議 長**           全員挙手です。よって、議案第18号は原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**           日程第5、議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。  
議案第19号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

**事務局**           議案第19号、農地法第4条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので審議を求める。  
令和4年4月11日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光  
農地法第4条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により意見を決定するため審議を求める。以上です。

**議 長**

それでは、各委員より案件につきましての説明及び現地調査報告をお願い致します。

調査報告にあたっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願い致します。

申請番号1番は、**松橋4 田中委員**より

申請番号2番は、**11番 吉田委員**より

それぞれ、説明を求めます。

**田中委員**

申請番号1番についてご説明致します。詳細は記載のとおりでございます。転用事例としては宅地拡張、農業用倉庫、農業用資材置場となっております。始末書添付となっておりますが、すでにこの農地が宅地化され、小屋が建っていることについての始末書添付だと思われます。以上です。

**吉田委員**

申請番号2番ですが、詳細はご覧のとおりございまして、資材置場と事務所の間に畑がありまして現地確認もしており、何ら問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

**議 長**

ここで事務局より、案件につきましての農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。事務局。

**事務局**

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、宅地部分は既存施設を拡張するものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

また、農業用倉庫・農業用資材置場部分は、農業用施設として転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

次に申請番号2番につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。以上です。

**議 長**

ただ今、申請番号1番から2番につきまして各委員よりそれぞれ説

明がありましたが、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長** 何か質問はありませんか。  
( 意見なし )

**議 長** 意見も無いようですので、議案第19号につきまして承認されます方の挙手を求めます。  
( 委員挙手 )

**議 長** 全員挙手です。よって、議案第19号は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長** 日程第6、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。  
議案第20号について、事務局より提案理由の説明を求めます。  
事務局。

**事務局** 議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので審議を求めます。  
令和4年4月11日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光  
農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により意見を決定するため審議を求めます。  
以上です。

**議 長** それでは、各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願い致します。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願い致します。

**議 長** 申請番号1番及び2番は、 7番 本崎委員より  
申請番号3番は、 8番 山田委員より  
申請番号4番は、 松橋1 中塘委員より  
申請番号5番は、 松橋2 村田委員より  
申請番号6番は、 9番 川村委員より  
申請番号7番は、 小川2 西村委員より  
それぞれ説明を求めます。

**本崎委員**

申請番号 1 番について説明を致します。詳細は記載のとおりです。

譲渡人と譲受人は親子であります。譲受人は勤めていた会社を退職し、自分で営農する計画をされております。申請理由は、作業小屋の建設です。隣接地はありません。排水同意もあり問題はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひします。

続きまして申請番号 2 番について説明を致します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇〇〇があります〇〇線から西側の方に降りて行ったところでございます。付近はかなり新家が建設されているところだす。譲受人は現在、〇〇〇のアパートにお住まいで、始末書添付の上今回の申請になりました。隣接同意、排水同意はあり問題がないと思ひます。ご審議方よろしくお願ひします。

**山田委員**

申請番号 3 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。転用理由は農産物加工・農産物販売所と駐車場となっています。場所は〇〇〇〇より少し西側になります。排水同意、隣接同意も取られており何ら問題はないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

**中塘推進  
委員**

申請番号 4 番につきましてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅となっています。現在、〇〇市に住んでおられて、こちらの方に新築するということだす。場所は〇〇〇〇の南側、用水路の南側になりまして、〇〇公園の近くになります。隣接同意、排水同意は取られており何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

**村田推進  
委員**

申請番号 5 番についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。転用の理由は個人住宅になっております。場所は〇〇線沿いの〇〇〇〇がござひますが、そこから西側へ 500 メートルぐらい入ったところになります。譲受人は、〇〇の方で社宅住まいでおられましたが、家が手狭になったということでこちらに個人住宅を建てられるということでござひます。排水同意、隣接同意は取られております。何ら問題はないと思われます。ご審議をよろしくお願ひします。

**川村委員**

申請番号 6 番について説明いたします。詳細は記載のとおりです。転用事由は個人住宅となっております。この位置は先ほど 3 条に出た 8 番に接した位置図でござひます。場所につきましては、〇〇駅から西へ〇.〇km ぐらい離れた集落に接続している農地となっております。排水同意、隣接同意もあり支障はないと思われます。審議の程よろしくお願ひします。

**西村推進  
委員**

申請番号 7 番を説明いたします。詳細は記載のとおりです。転用理由は土石の採取です。この案件は〇年前にも申請してありましたが期限がきたということで再申請になります。調整池も作ってあり何ら問題はないと思われます。場所は〇〇地区から〇〇〇に山越えをする道がありますが、そ

の〇〇付近です。この土地は、前はみかん山だったのですが今は雑種地となっております。ご審議よろしく申し上げます。

**議 長**

ここで事務局より、案件につきまして農地転用許可の検討事項について説明をお願い致します。事務局。

**事務局**

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番、2番及び7番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われれます。

申請番号3番は、農用区域内にある農地ではありますが、農業用施設として転用されるものであり、「農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもの」に該当し、転用は可能であると思われれます。

申請番号4番及び5番は、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われれます。

申請番号6番につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われれます。

以上です。

**議 長**

ただ今、申請番号1番から7番につきまして各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件につきまして何か質問、ご意見はありますか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願い致します。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**河野推進  
委員**

7番についてお伺いしたいのですが、写真でみた限りでは山を切り開いているように見えますが、これが更地、平地になった後、どういった形でこの農地を活用されるのかお尋ねします。

**西村推進  
委員**

ここは、元はみかん山だったのですが、それを生姜畑にする計画があるようです。段々畑には生姜が作れないので、生姜のできる状態にしたいということです。以上です。

**議 長**

河野委員、よろしいでしょうか。

**河野推進  
委員** はい。

**議 長** 他に何かありませんでしょうか。

**議 長** 城塚委員。

**城塚委員** この中に里道がありますが、この里道は残した状態で整地するのですか。それとも原形を残さない状態で全部押し流してしまうのか。どういった形で整地するのですか。

**議 長** はい、お願いします。

**西村推進  
委員** ここは元々、2町ぐらいの所有者のみかん山と聞いております。その内の当該面積を対象に申請してありますが、みかん山だった時の通り道は所有者本人が作られた道路だったみたいです。地籍調査の時にその中の通り道に作っている部分を分筆されたので、地図上道が見えている状態で所有者が、みんなが通れる共有道路みたいに一応はしていたということです。道路の所有はあくまでも本人ということです。以上です。

**議 長** これは園内道路だと思いますので、城塚委員よろしいでしょうか。

**城塚委員** はい。

**議 長** 他になにか質問はありませんか。

**議 長** 意見もないようですので議案第 20 号につきまして、承認されます方の挙手を求めます。  
( 委員挙手 )

**議 長** 全員挙手です。よって議案第 20 号は原案どおり承認することに決定されました。

**議 長** 日程第7、議案第21号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題と致します。  
議案第21号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。  
事務局。

**事務局**

議案第21号農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和4年4月11日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。

続けて議案の申請番号についてご説明を致します。

議案の10ページから20ページまでの申請番号1番から20番につきましては、個人間での賃貸借権設定になります。

議案の21ページから25ページまでの申請番号101番から104番は、個人間での使用貸借権設定です。

議案の26ページから27ページまでの申請番号201番から203番につきましては、農業公社を通した賃貸借権設定です。

最後に議案の28ページから29ページまでの申請番号401番から404番は、農業公社を通した所有権移転になります。説明につきましては以上になります。

**議 長**

議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、議案の28ページから29ページまでの所有権移転の申請番号401番から404番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

**事務局**

今月は、農業公社からの売り渡しが4件です。4件は全て田であり、面積合計は14,787㎡です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議よろしくお願いたします。

**議 長**

それでは、各案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願い致します。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**

何か質問等はありませんか。

意見もないようですので、議案第21号につきまして、承認されま

す方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長** 全員挙手です。よって議案第21号は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長** 日程第8、議案第22号「農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報の提供について」を上程し、議題と致します。

議案第22号につきまして、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。事務局。

**事務局** 議案第22号農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報の提供について、農地法第52条第1項の規定により農地賃借料情報を別紙のとおり提供してよろしいか、農業委員会の意見を求める。

令和4年4月11日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光  
提案理由、農地法第52条第1項の規定により農地賃借料情報を定めるため農業委員会の意見を求める。

続けて説明をいたします。議案の32ページをお願いします。

農地法の改正によりまして、標準小作料制度が廃止となり各農業委員会が賃借料の目安になるものを調査し、実勢の賃借料の情報を提供することになりましたので、農地法第52条第1項の規定に基づき提案するものとなります。32ページの賃借料情報につきましては、宇城市におきまして令和3年1月から12月までに締結された賃借料の10aあたりの平均額をもとに、地域の実情を勘案した額となっております。以上です。

**議 長** それでは、各案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願い致します。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長** 何か質問等はありませんか。

**議 長** 意見も無いようですので、議案第22号につきまして承認されます方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長** 全員挙手です。よって、議案第22号につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第9、議案第23号「空き家に付随した農地の指定申請について」を上程し、議題と致します。

議案第23号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。事務局。

**事務局**

議案第23号空き家に付随した農地の指定申請について  
空き家に付随した農地の指定申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和4年4月11日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光  
提案理由、宇城市登録空き家に付随する農地の別段の面積の取り扱い基準第4条第1項の規定により農業委員会の議決が必要である。

続けて詳細についてご説明致します。議案の34ページをお願いします。  
今回、空き家に付随した農地指定申請書が提出され、本総会で承認を経て公示する必要があるため、皆様にお諮りするものです。

審議番号1番は、畑が3筆で面積は合計〇〇〇㎡です。空き家の所在地は記載のとおりでございます。空き家バンクの登録日は令和〇年〇月〇〇日です。皆様にお配りしています総会資料の後ろから2枚目でございます「空き家に付随した農地の指定」のページをご覧ください。

申請地につきましては、〇〇町の現地検討会におきまして確認をされており、3筆共に空き家に隣接しております。

現況につきましては、内訳①番②番につきましては、整地及び除草をすれば耕作できる状況にありますので、指定は可能であると思われま

す。③番につきましては、農地が荒廃しており、「宇城市登録空き家に付随する農地の別段の面積の取り扱い基準」の第5条の指定の条件の「(1) 別段の面積を適用する時点で、指定を行う農地の全部又は一部が遊休農地であること」に該当しないため、事務局といたしましては、指定はできないとの見解をもっております。以上です。

**議 長**

続きまして、五嶋委員より現地検討会で検討した結果の報告をお願いします。

**五嶋推進  
委員**

〇〇町の現地検討会において、農業委員と農地利用最適化推進委員で現地確認した結果、内訳①番と②番については整地及び除草すれば耕作できる状況にありますので、指定は可能であると判断致しました。また、内訳③番については荒廃しており耕作できる状況ではないため、承認できないものと判断致しました。そのため、内訳①番②番と③番で状況は異なっているため、採決は分けていただければと思います。以上です。

**議 長**           ただ今、五嶋委員及び事務局より説明がありましたが、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言のある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願い致します。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**           何か質問等はありませんか。  
                  （ 意見なし ）

**議 長**           五嶋委員からの報告及び事務局の説明のとおり、審議番号1番につきましては、内訳①と②は整地及び除草すれば耕作できる状況ですが、内訳③は荒廃しており耕作できる状態ではなく、状況が異なっていますので、内訳①及び②と、内訳③で分けて採決を行います。

**議 長**           まず、審議番号1番の内訳①と②につきまして採決を行います。  
承認される方の挙手を求めます。  
                  （ 委員挙手 ）

**議 長**           全員挙手です。よって議案第23号の審議番号1番内訳①と②につきましては、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**           次に、議案第23号の審議番号1番内訳③につきまして採決を行います。  
承認されます方の挙手を求めます。  
                  （ 委員挙手なし ）

**議 長**           挙手なしです。よって、審議番号1番内訳③につきましては、不承認と決定されました。

**議 長**           日程第10、議案第24号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題と致します。

                  議案第24号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。事務局。

**事務局**

                  議案第24号、農地・非農地の判断について

                  宇城市非農地証明事務取扱要領に基づく、非農地証明願いの提出がありましたので農業委員会の意見を求める。

                  令和4年4月11日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光  
提案理由、宇城市非農地証明事務取扱要領に基づき非農地の証明を行う

ため、農業委員会の判断が必要である。

それでは議案の 36 ページをお願い致します。

今回、農地・非農地の判断について申請者より非農地証明願いの提出がありましたので、皆様に提案するものでございます。

申請地の非農地の判断につきましては、〇〇地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員との現地検討会をもとに非農地と判断しているところでございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

**議 長**            それでは、案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願い致します。

**議 長**            何か質問等はありませんか。  
( 意見なし )

**議 長**            意見も無いようですので、議案第24号につきまして、承認されます方の挙手を求めます。  
( 委員挙手 )

**議 長**            全員挙手です。よって、議案第24号につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**            それでは最後に、農地形状変更届につきまして、事務局より報告をお願い致します。

**事務局**            37 ページの農地形状変更届につきましては、現地確認後、現地確認通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただきます。以上です。

**議 長**            これは、報告案件ですので、了解をいただきたいと思います。

**議 長**            以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
これもちまして、令和4年第4回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。  
慎重なご審議、ありがとうございました。

**閉 会**

(午後5時4分) 副会長の号令による、起立、礼。

以上の顛末に相違ないことを証明するために署名する。

議 長 (会 長)

印

署名委員 ( 番)

印

署名委員 ( 番)

印